

# 学位規程

(趣旨)

第1条 学校教育法及び学位規則(昭和28年文部省令第9号)の規定にもとづき本大学において授与する学位については、本大学学則、大学院学則及び専門職大学院学則に定めるところによるほか、本規程の定めるところによる。

(学位の授与)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本大学大学院博士課程前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本大学大学院博士課程を修了した者に授与する。

2 本大学大学院に博士學位申請論文(以下「博士論文」という。)を提出して、本大学大学院の行う博士論文の審査及び所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力があると認められた者に博士の学位を授与する。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本大学専門職大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(修士の学位の申請)

第6条 修士の学位を申請する者は、所定の申請書に修士學位申請論文(以下「修士論文」という。)3部を添えて、研究科事務室を通じて研究科委員長に提出するものとする。

2 修士論文を提出し得る期間は、博士課程前期課程又は修士課程入学後5年以内とし、同提出期限は、毎年1月16日又は7月15日とする。この場合において、修士論文は、在学中に提出するものとする。

(課程博士の学位の申請)

第7条 第5条第1項の規定による博士の学位を申請する者は、所定の申請書に博士論文3部、履歴書、研究業績一覧表を添えて、研究科事務室を通じて学長に提出するものとする。この場合において、参考として他の論文を添えることができる。

2 博士論文を提出し得る期間は、博士課程後期課程入学後6年以内とする。この場合において、博士論文は、在学中に提出するものとする。

(論文博士の学位の申請)

第8条 第5条第2項の規定による博士の学位を申請する者は、所定の申請書に博士論文3部、履歴書、研究業績一覧表及び審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。この場合において、参考として他の論文を添えることができる。納付された審査手数料は、博士論文が受理されない場合のほかは返付しない。

(研究科委員会)

第9条 本規程における研究科委員会の構成は、次のとおりとする。

1 修士論文については、研究科委員長及び大学院指導教員とする。

2 博士論文については、研究科委員長及び博士課程後期課程指導教員とする。

(修士論文の審査及び試験)

第10条 研究科委員会が修士論文を受理したときは、次の手続きによって、修士學位授与に関する議決をしなければならない。

1 研究科委員会は、同委員会の委員の中から主査1名、原則として副査2名の論文審査委員を選定する。この場合において、研究科委員会が必要と認めたときは、上記の論文審査委員の中副査1名を当該研究科委員会以外の者から選定することができる。

2 論文審査委員は、論文審査を行う。

3 論文審査委員は、最終試験を行う。最終試験は、論文提出者が広い視野に立ち、専攻の学問分野について精深な学識と精深な研究をする能力を有することを確認するため、提出論文を中心に、これに関連ある研究領域につき、口頭試問によってこれを行う。

4 論文及び最終試験の成績と合否は、主査が副査の意見を徴して決定する。合格成績の表示は、優・良・可をもってする。

5 論文審査委員は、論文審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告するものとする。

6 研究科委員会において修士學位授与の議決をするためには、その3分の2以上が出席し、出席者の

3分の2以上の議決を要する。

(博士論文の送付)

第11条 学長は、提出された博士論文を当該研究科委員会に送付するものとする。

第12条 博士論文の受理については、研究科委員会の議決を必要とする。この場合において、研究科委員会の中から2名以上の委員を選定してその意見を徴することができる。

(博士論文の受理と審査の付託)

第13条 研究科委員会の博士論文受理に関する議決により、学長は博士論文の受理を決定し研究科委員会に審査を付託するものとする。

(博士論文の審査及び試験)

第14条 研究科委員会が博士論文を受理したときは、論文受理後1年以内に次の手続きによって、博士学位授与に関する議決をしなければならない。

1 研究科委員会は、主査1名、副査2名以上の論文審査委員を選定する。ただし、主査1名及び副査1名は同委員会の委員から選定しなければならない。また同委員会以外の者に審査の一部又は調査を委嘱することができる。

2 論文審査委員は、論文審査を行う。

3 論文審査委員は、最終試験を行う。最終試験は、独創的研究成果により論文審査に合格した者が、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを確認するため、提出論文を中心に、これに関連する研究領域につき、口頭試問によってこれを行う。

4 第5条第2項の規定によって論文を提出した者に対しては、論文審査委員は、論文審査を行い、かつ、次に規定する学力の確認を行う。

イ 大学院に所定の年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認するため、博士課程における当該専攻の授業科目及び必要な外国語について、原則として筆記試験によってこれを行い、60点以上をもって合格とする。この場合において、研究科委員会が博士論文提出者の業績及び履歴などによって適当と認めるときは、口頭試問をもって筆記試験に代えることができる。そのためには研究科委員会の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上による議決を要する。

ロ 第3号に該当する口頭試問を行う。

5 論文審査及び最終試験又は学力確認の可否は、主査が副査の意見を徴して決定する。

6 論文審査委員は、論文審査及び最終試験又は学力確認の結果を、論文要旨と審査要旨を添えて、研究科委員会に報告するものとする。第1号に規定する場合において、当該研究科委員会以外から論文審査委員に選定された者は、当該論文提出者の最終試験実施に加わり、かつその論文審査報告の議題に関する限り、当該研究科委員会に出席することができる。ただし、議決権は認めない。

7 研究科委員会において博士学位授与の議決をするためには、その3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

(学長への報告)

第15条 学部長は、卒業の資格を与えた者について学長に報告するものとする。

2 研究科委員長は、論文審査及び最終試験又は学力確認の結果を、論文要旨及び審査要旨を添えて、学長に報告するものとする。ただし、修士にあつては、修士学位授与決定者報告書をもって、これにかえることができる。

3 研究科長は、専門職学位課程修了の資格を与えた者について学長に報告するものとする。

(学位記)

第16条 学長は、学部長、研究科委員長又は研究科長の報告により、学位の授与を決定した者に、別記様式の学位記を授与する。

2 学士、修士及び専門職学位の学位記の授与の時期は、毎年3月及び9月とし、博士の学位記の授与日付は、別に定める。

(専攻分野の名称)

第17条 本大学において授与する学位の名称及び付記する専攻分野の名称は別表のとおりとする。

(博士論文要旨等の公表)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、本大学の名をもってインターネットの利用により公表する。

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西学院大学審査博士学位論文」と明記して公表するものとする。ただ

し、当該博士の学位の授与を受ける前にすでに公表されているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(博士の学位授与の報告)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の名称)

第21条 本大学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、本大学の名称を付記しなければならない。

(学位の取消)

第22条 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき、又は学位を授与された者にその栄誉を汚辱する行為があったときは、学長は、次に規定する各機関の議を経て学位を取消し、学位記を返付せしめる。

1 学士の学位にあつては、当該学部教授会及び大学評議会

2 修士及び博士の学位にあつては、当該研究科委員会及び大学評議会

3 専門職学位にあつては、当該研究科教授会及び大学評議会

2 前項の規定による議決をするためには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決を要する。

(博士学位論文の保存)

第23条 博士の学位を授与された者の提出論文は、論文全文データを関西学院大学リポジトリに登録することにより、大学として保存する。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学評議会において決定する。

附 則

1 この規程は、1962年（昭和37年）10月16日から施行する。

略

42 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。

(専門職学位申請論文の提出)

第5条の2のための備考

専門職大学院学則第22条の規定により専門職学位申請論文を提出する者は、所定の申請書に専門職学位申請論文3部を添えて、研究科事務室を通じて研究科長に提出するものとする。なお、専門職学位申請論文の審査及び試験については修士論文の取扱に準じる。

(修士論文提出期間の延長)

第6条第2項のための備考

当該研究科委員会において事情やむをえざるものと認めた場合に限り、修士論文を提出し得る期間を2年間延長することができる。

(博士論文提出期間の延長)

第7条第2項のための備考

当該研究科委員会において事情やむをえざるものと認めた場合に限り、博士論文を提出し得る期間を2年間延長することができる。

(博士の学位審査手数料)

第7条のための備考

博士論文提出のための再入学者は、金80,000円を審査手数料として納入するものとする。ただし、次の場合を除く。

1 本学院専任教職員が申請する場合は、金40,000円とする。

2 本大学大学院博士課程後期課程に3年以上在学した者で、退学後3年未満の期間内に博士学位の授与を申請する場合は、この審査手数料を免除する。

第8条のための備考

審査手数料は金160,000円とする。ただし、本学院専任教職員が申請する場合は、金80,000円とする。

(修士論文の審査及び試験の取り扱い)

#### 第10条のための備考

言語コミュニケーション文化研究科においては、修士論文の審査及び最終試験に代えて、「試験（口頭によるプレゼンテーション）」を実施することがある。

（学位記様式）

#### 第16条第1項の備考

1 学位記番号を次のとおりとする。

学士学位、修士学位及び専門職学位課程の学位記番号は、審査を行った学部・研究科を示すための文、社などを付し、それぞれの学部・研究科別に番号をつける。

博士学位の学位記番号は、第5条第1項の規定による場合には甲を、第5条第2項の規定による場合には乙を付し、その次に審査を行った研究科を示すための文、社など付し、それぞれの類別内で番号をつける。

2 外国人留学生については、日本語表記を正本、英語表記を副本として学士学位記、修士学位記又は専門職学位記を授与する。

3 国際共同指導協定により学位を授与する場合は、締結した協定に定める内容を別記様式に定める学位記に追加して記載する。

4 英語のみで修了できるコースの修了者について、当該学部教授会、研究科委員会又は研究科教授会が定める場合は、別記様式の英語表記を正本として学士学位記、修士学位記又は専門職学位記を授与する。

#### 第16条第2項の備考

博士の学位記の授与日付は、上記甲（課程博士）については、博士学位記授与式開催日とする。乙（論文博士）については、審査を付託された研究科委員会において授与の決定がなされた日を授与日付とし、授与決定後、研究科委員長は直ちに第15条第2項に規定する関係書類を添えて学長に報告するものとする。ただし、甲のうち退学後再入学し、学位の授与が決定した者については、乙に準ずる。

（文部科学大臣への報告番号）

#### 第20条の備考

文部科学大臣への報告番号は次のとおりとする。

第5条第1項の規定による場合には甲、第5条第2項の規定による場合には乙を付し、それぞれの類別内で番号をつける。

別記様式

1 学士学位記の様式

〈日本語表記〉

第	号		
卒業証書・学士学位記			
氏	名		
年	月	日生	
本学	学部	学科	専攻所定の
課程を修めたことを証する			
年	月	日	
関西学院大学		学部長	印
本学 学部長の証明により卒業証書を			
授与し学士(〇〇)の学位を授ける			
関西学院大学長			印

〈英語表記〉

第	号
Kwansei Gakuin University	
Hereby Confers upon	
〈氏 名〉	
Date of Birth: 〈月〉〈日〉、〈年〉	
the Degree of	
〈英文学位名〉	
in Recognition of the Fulfillment of	
the Requirements in 〈学科〉	
in the 〈学部〉 .	
〈月〉〈日〉、〈年〉	
Signature	<u>〈学部長英文サイン〉</u>
	〈学部長名〉
	Dean, School of 〈学部〉
Signature	<u>〈学長英文サイン〉</u>
	〈学 長 名〉
President of Kwansei Gakuin University	

2 修士学位記の様式  
〈日本語表記〉

第 号
修 士 学 位 記
氏 名
年 月 日生
学校教育法による関西学院大学 大学院 研究科 課程 において を専攻し所定の課程を 卒え研究論文の審査ならびに 最終試験に合格したので茲に 修士(〇〇)の学位を授ける 年 月 日
関西学院大学印

〈英語表記〉

第 号
Kwansei Gakuin University Hereby Confers upon 〈氏 名〉 Date of Birth: 〈月〉 〈日〉、〈年〉 the Degree of 〈英文学位名〉 in Recognition of the Fulfillment of the Requirements and Successful Completion of a Master's Thesis in 〈専攻〉 in the 〈研究科〉.
〈月〉 〈日〉、〈年〉 Signature _____ 〈学長英文サイン〉 〈学 長 名〉 President of Kwansei Gakuin University

3 第5条第1項の規定による博士の学位記の様式

甲 第 号  博 士 学 位 記	割 印	年 月 日 生	氏 名	学 校 教 育 法 に よ る 関 西 学 院 大 学 大 学 院 研 究 科 博 士 課 程 に お い て を 専 攻 し 所 定 の 課 程 を 卒 え 研 究 論 文 の 審 査 な ら び に 最 終 試 験 に 合 格 し た の で 茲 に 博 士 ( $\circ\circ$ ) の 学 位 を 授 け る	論 文 題 目	年 月 日	関 西 学 院 大 学 印
--	--------	------------------	--------	---	------------------	-------------	---------------------------------

4 第5条第2項の規定による博士の学位記の様式

乙 第 号  博 士 学 位 記	割 印	年 月 日 生	氏 名	学 校 教 育 法 に よ る 関 西 学 院 大 学 大 学 院 研 究 科 に お い て 博 士 学 位 論 文 の 審 査 な ら び に 所 定 の 試 験 に 合 格 し た の で 茲 に 博 士 ( $\circ\circ$ ) の 学 位 を 授 け る	論 文 題 目	年 月 日	関 西 学 院 大 学 印
--	--------	------------------	--------	--	------------------	-------------	---------------------------------

別記様式3および4については、用紙上部中央に関西学院エンブレム(商標登録番号第3108178号)を基本に、帯部分に「關西學院大學」と記した標章を付す。用紙には「關西學院大學」のすかしを入れるものとする。

5 専門職学位記の様式  
〈日本語表記〉

第 号
専 門 職 学 位 記
氏 名 年 月 日生
学校教育法による関西学院大学専門職大学院 研究科専門職学位課程において を専攻 し所定の課程を修めたので茲に〇〇〇〇(専門職) の学位を授ける
年 月 日 関 西 学 院 大 学 印

〈英語表記〉

第 号
Kwansei Gakuin University Hereby Confers upon 〈氏 名〉 Date of Birth: 〈月〉〈日〉、〈年〉 the Degree of 〈英文学位名〉 in Recognition of the Fulfillment of the Requirements in 〈専攻〉 in the 〈研究科〉.
〈月〉〈日〉、〈年〉 Signature _____ 〈学長英文サイン〉 〈学 長 名〉 President of Kwansei Gakuin University



## 別表

## 1 学士学位

学部	学科・専攻	付記する名称	学部	学科	付記する名称
神学部		神学	総合政策学部	総合政策学科	総合政策
文学部	文化歴史学科	文学		メディア情報学科	
	総合心理科学学科			都市政策学科	
	文学言語学科			国際政策学科	
社会学部	社会学科	社会学	人間福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
法学部	法律学科	法学		社会起業学科	社会起業
	政治学科			人間科学科	人間科学
経済学部		経済学	教育学部	教育学科	教育学
商学部		商学	国際学部	国際学科	国際学
理工学部	数理科学科	理学			
	物理学科	工学			
	先進エネルギーナ ノ工学科				
	化学科	理学			
	環境・応用化学科	工学			
	生命科学科	生命科学			
	生命医化学科	生命医化学			
	情報科学科	情報科学			
	人間システム工学 科	工学			

## 2 修士学位

研究科	専攻	付記する名称	研究科	専攻	付記する名称
神学研究科	神学専攻	神学	理工学研究科	数理科学専攻	理学 工学
文学研究科	文化歴史学専攻	哲学 美学 芸術学 歴史学 地理学		物理学専攻	理学 工学 国際自然科学
		総合心理科学専攻			
	文学言語学専攻	文学 言語学			
社会学研究科	社会学専攻	社会学		生命科学専攻	
				情報科学専攻	理学 工学
	人間システム工学 専攻	工学			
法学研究科	法学・政治学専攻	法学	総合政策研究 科	総合政策専攻	総合政策
経済学研究科	経済学専攻	経済学	言語コミュニ ケーション文 化研究科	言語コミュニケ ーション文化専攻	言語科学 言語文化学 言語教育学 日本語教育学
商学研究科	商学専攻	商学 経営学 会計学 マーケティング ファイナンス ビジネス情報	人間福祉研究 科	人間福祉専攻	人間福祉
			教育学研究科	教育学専攻	教育学
			国際学研究科	国際学専攻	国際学

国際ビジネス					
3 博士学位					
研究科	専攻	付記する名称	研究科	専攻	付記する名称
神学研究科	神学専攻	神学	総合政策研究科	総合政策専攻	総合政策
文学研究科	文化歴史学専攻	哲学 美学 芸術学 歴史学 地理学	言語コミュニケーション文化研究科	言語コミュニケーション文化専攻	言語コミュニケーション文化
	総合心理科学専攻	心理学 教育心理学	人間福祉研究科	人間福祉専攻	人間福祉
	文学言語学専攻	文学 言語学	教育学研究科 国際学研究科	教育学専攻 国際学専攻	教育学 国際学
社会学研究科	社会学専攻	社会学	経営戦略研究科	先端マネジメント専攻	先端マネジメント
法学研究科	政治学専攻	法学	上記の他、専攻分野として「学術」を付記することができる。		
	基礎法学専攻				
	民刑事法学専攻				
経済学研究科	経済学専攻	経済学			
商学研究科	商学専攻	商学			
理工学研究科	数理学専攻	理学 工学			
	物理学専攻				
	化学専攻				
	生命科学専攻				
	情報科学専攻				
	人間システム工学専攻				

## 4 専門職学位

研究科	専攻	名称
司法研究科	法務専攻	法務博士（専門職）
経営戦略研究科	経営戦略専攻	経営管理修士（専門職）
	会計専門職専攻	会計修士（専門職）

別記様式